

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認新潟地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月

昭和61年2月22日に勤務先を退職後、夫が速やかに町役場で私の国民年金任意加入手続を行った。保険料は、納付書により金融機関で納付をした。未加入であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間は保険料を完納し、厚生年金保険との切替及び種別変更も適切に行うなど、申立人夫婦の国民年金制度に対する理解と保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、会社を退職後、その夫が速やかに申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料納付を行ったとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、申立期間に近接する昭和59年10月の厚生年金保険から国民年金への切替時には任意加入期間であるにもかかわらず、適切な切替手続を行っていることが確認でき、申立人の主張には信憑<sup>びよう</sup>性が認められることから、納付意識の高い夫が申立期間のみ申立人の国民年金の加入手続を行わず、国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、61年1月から同年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私が年金委員になった昭和62年ごろ、市役所の担当者に60歳になったらいくら位年金が支給されることになるのか調べてもらったところ、その時点で未納期間が6か月分あることが分かりびっくりした。

そんなはずはないと抗議したが、領収書も紛失し、証明できなかつたため、その時はあきらめて納付したいと申し入れたところ、3か月分の保険料しか納められないと言われ、やむなく3か月分を納付したが、今もって納得できない。

毎月妻と一緒に保険料を納付しており、妻には未納がないのに自分だけ未納となっていることに納得できないし、今から考えると、未納と言われ後から納付した3か月分の保険料も重複納付しているので、返してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、市の記録により、申立期間前後の期間は保険料を現年度納付していることが確認できる上、申立人が一緒に保険料を納付したとするその妻は、申立期間を含む国民年金加入期間に未納は無く、納付意識の高い申立人が、申立期間において妻の保険料のみを納付したとするのは不自然である。

なお、申立人は、未納であると言われ、やむなく3か月分の保険料を過年度納付したとしているところ、事実、市及び社会保険庁の記録により、昭和61年1月から同年3月までの保険料は過年度納付されていることが確認できることから、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの保険料は、重複して納付されたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭

和 60 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、また、61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年4月から45年3月まで  
② 昭和45年7月から46年3月まで  
③ 昭和49年1月から同年3月まで  
④ 昭和50年1月から同年3月まで

私は20歳から国民年金に加入し、保険料を納付していた。昭和39年の結婚後も亡くなった主人は、町内の国民年金の係の人に、私の国民年金の継続を頼んでいたが、時期は憶えていないけれど後になって、継続してないことが分かり、改めて手続を行い、申立期間①の保険料を一括で支払った。また、婚家は商店であり、家族分をまとめて保険料を納めていたので、申立期間②、③及び④も納めたと思う。特に主人が納めていた申立期間③及び④は、私の分だけ納めていないことは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③及び④については、申立期間は3か月ずつ計6か月と短期間であるとともに、申立人及びその夫は申立期間以降の国民年金加入期間に保険料の未納は無いなど、申立人及びその夫の保険料納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の保険料については、その夫と一緒に納付したとしているところ、事実、社会保険庁の記録により、申立人及びその夫の保険料納付日が確認できる昭和62年4月から同年9月までの保険料は、夫婦同一日に納付されており、申立内容には信憑<sup>びよう</sup>性が認められる。

さらに、申立期間は、いずれも夫は保険料が納付済みであるとともに、申立人夫婦の生活状況に変化がみられないことから、納付意識の高い夫が申立人の保険料のみを納付しなかったのは不自然である。

2 一方、申立期間①及び②については、申立人は、保険料納付に直接関与して

おらず、申立期間①及び②の保険料については、その夫又は義母のいずれかが納付していたと主張しているが、申立人の保険料納付を行ったとするその夫は既に他界し、義母も高齢であり証言を得られないため、保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間①の保険料については、その夫から一括して納付したと聞いたとする一方で、納付時期及び保険料額については詳しく聞いていないとも供述している上、申立人及びその夫の納付記録からは夫が一括して申立人の保険料を納付した形跡はうかがえず、社会保険事務所の記録においても、申立人は、昭和39年12月から44年12月までの間は不在被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立期間②は、一緒に納付したとする申立人の夫も保険料が未納である。

加えて、申立期間①及び②とも、保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和36年4月から37年3月までの納付事実が確認できないとの回答をもらった。当時、父親が国民年金の加入手続および保険料納付を行っており、その父親から「特例納付で全て納めた。」と言われたことを鮮明に覚えている。また、年金手帳に「昭和36年4月から42年3月まで6万4,800円」の市役所職員が書いたと思われるメモが挿んであり、その分を父親が納めたはずなので未納期間があることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間は保険料をすべて納付するなど、申立人及びその父親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、その父から保険料をまとめて納付したと言われたところ、事実、社会保険事務所の記録により、申立人の昭和37年4月から42年3月までの保険料は第2回の特例納付により納付されたことが確認できることから、申立内容には信<sup>びよう</sup>憑性が認められる。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳に挿んであった試算メモについて、申立人は、当時の市役所職員が書いてくれたとしているところ、メモに使用された紙の裏面に残されている記載内容により、当該メモ用紙は当時A市において使用されていたものと推認できることから、その父が市役所において書いてもらったメモに基づき、申立人の保険料を納付したとの主張にも不合理さは見当らず、納付意識の高い申立人の父が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から40年3月まで  
私は16歳から29歳まで父母と農業を営み、父が国民年金保険料を納付していた。申立期間の昭和39年12月から40年3月だけ年金保険料が未納で、その前後が納付しているのはおかしなことだ。因みに昭和38年7月分も、初めは未納とされていたのに、後で納付に変更されている。未納はありえず納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、その両親も昭和38年4月以降は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人家族の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人家族は申立期間当時の生活状況に大きな変化は認められないことから、納付意識の高い申立人の父が、申立人の申立期間の保険料のみを納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和38年7月の保険料については、後日、未納から納付済みに記録訂正されたとしているところ、事実、申立人の同年7月の国民年金保険料は、市が保有する国民年金被保険者名簿の納付記録により、平成20年6月26日に未納から納付済みに訂正されるなど、行政側の記録管理が適切に行われなかったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から39年3月まで  
国民年金制度発足時から任意加入をしました。申立期間当時は、市役所から委託された方が自宅に保険料の集金に来ていましたので、未納になっているのは納得できません。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足時から国民年金に任意加入し、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険との切替手続及び種別変更も適切に行うなど、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、市保管の納付記録により、申立期間に係る納付書が昭和39年10月27日に発行されていることが確認できる上、申立人の昭和39年度保険料は同日付けで納付されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は過年度納付が可能であったことから、納付意識の高い申立人が納付書を受け取りながら保険料納付を行わなかったのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和38年10月から39年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。自分が納付を行っていた訳ではないが、経済的にも納められない理由はないので、妻が間違いなく納付しているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

#### 1 申立期間②については、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間に国民年金保険料の未納が無い。

また、申立期間前後は国民年金保険料が納付済みであり、申立期間当時、申立人の生活状況に大きな変化はみられないことから、国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

#### 2 申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金加入手続を行ったとするその父は既に他界しており、夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻は高齢のため意見聴取できないことから、国民年金の加入状況及び保険料納付状況は不明である。

また、氏名検索によっても、申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

#### 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで  
② 昭和38年10月から39年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。経済的にも納められない理由はないので、間違いなく納付しているはずである。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間②については、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間は、一部を除き国民年金保険料の未納がない。

また、申立期間前後は国民年金保険料が納付済みであり、申立期間当時、申立人の生活状況に大きな変化はみられないことから、国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

### 2 申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとするその義父は既に他界しており、国民年金の加入状況は不明である上、高齢のため、申立人から直接保険料の納付状況について聴取できないとともに、申立人の夫も保険料納付に直接関与していないため、保険料納付状況が不明である。

また、氏名検索によっても、申立人にほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

### 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から同年12月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から同年12月まで

申立期間当時は町内会役員が、毎月自宅に集金に来て、家族の国民年金保険料を支払うと、目の前で一覧表に受領印を押印してくれた。夫が保険料を納付しているにもかかわらず、私の保険料のみ納付していなかったとは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、加えて一緒に納付していたとするその夫も国民年金加入期間の保険料を完納しているとともに、厚生年金保険との切替えも適切に行っているなど、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿により、申立人及びその夫に係る申立期間については、ともに「時効消滅」と押印されていることが確認できるにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、申立期間前後の納付日が申立人と同一日である申立人の夫は、申立期間の保険料が納付済みとなっているなど、行政側の記録管理が適切に行われなかった形跡がみられる。

さらに、申立期間前後は、申立人及びその夫は国民年金保険料を同一日に納付しており、申立人夫婦の生活状況に変化がみられないことから、納付意識の高い申立人夫婦が、申立期間における申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月

国民年金保険料納付記録を照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答をもらった。私が20歳の年に父から祝いとして国民年金手帳と印鑑をもらった。父は「食費は削っても、掛金は忘れるな、父の遺言だぞ。」と言い、私はその言葉どおり、夫との別居中も継続して納付を行ってきた。よって、申立期間を未納とされていることは、父の遺志に背くこととなるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているとともに、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適切に行うなど、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間は任意加入期間であるとともに、社会保険事務所の記録及び申立人の所持する国民年金手帳のいずれにおいても、申立人の国民年金任意加入資格の喪失年月日は、昭和52年5月21日であることを考慮すると、申立期間は、保険料の現年度納付が可能であり、保険料納付意識の高い申立人が申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和14年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から47年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会したところ、昭和36年4月から47年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが納付できない。昭和49年3月ごろ、A市B区役所から特例納付のお知らせがあり、自営業者とその配偶者は強制加入し、国民年金保険料を納付しなければならないとのことで、同年11月ごろに夫が夫婦二人の加入手続をした。昭和50年の初めごろに国民年金手帳と納付書が送られて来たので、同年3月ないし4月ごろ、11年間分の保険料として夫婦二人分を2回に分けて銀行で納付した。夫の分のみが納付と記録され、私の分が未納とされているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその夫は、国民年金加入可能期間の30年9か月間の保険料をすべて納付するなど、夫婦共に国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が申し立てている国民年金への加入手続や特例納付の納付方法は、A市が当時取り組んでいた国民年金加入や特例納付の勧めと一致している上、国庫金納付書に期間・金額を記入して金融機関での納付を勧めていたとする特例納付の協力事務内容とも一致していることから、申立内容には信憑性<sup>びよう</sup>が認められるとともに、申立人が記憶する納付金額は、実際に申立期間の国民年金保険料を第2回特例納付により納付した場合の保険料総額とほぼ一致している。

さらに、申立人は、その夫が郵送されて来た納付書により、申立期間の国民年金保険料を含めた夫婦二人分の保険料2回に分けて納付したとしており、事実、社会保険庁の記録により、申立期間における申立人の夫の国民年金保険料は、第2回目の特例納付により2回に分けて納付されていることが確認できる

ことから、納付意識の高かった申立人の夫が、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から42年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から42年3月まで  
申立期間については、厚生年金保険と国民年金が二重納付になっているのは認識している。還付支払いしているということだが、受領した覚えはない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は申立期間の国民年金保険料の還付金を受け取っていないとしているところ、社会保険事務所の記録により、昭和42年12月4日に、41年5月から42年3月までの保険料の還付支払が行われたとの記載が確認できるものの、一方で、社会保険事務所保管の特殊台帳には、還付決定時点に、申立人が居住していた住所の記載が見当たらないことから、社会保険事務所は、申立人の住所を把握しておらず、申立人に対し、還付事務手続に必要な書類が正しく送付されなかったことが推認できる。

また、申立期間当時に適用されていた国民年金社会保険出張所事務取扱準則（昭和38年9月）第65条第1項第3号においては「国民年金手帳の所定欄に還付年月日及び還付期間を記入すること」とされていたにもかかわらず、申立人が所持する国民年金手帳には、記載が確認できないなど、行政側の事務手続が適切に行われなかったことがうかがわれる。

さらに、申立人は当時、金融機関の口座を有しておらず、社会保険事務所では、当時の還付金の支払方法には口座振込みと郵便局での送金支払の二つの方法があったと説明しているが、申立人がそれを行った形跡はなく、ほかに保険料還付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から48年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料について、自宅に来た男性の集金人に母の分の保険料と一緒に納付していた。一緒に納付していた母は納付済みとなっているのに、私の申立期間が未納とされているのは合理性を欠くので審議していただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立人の国民年金保険料の納付を自宅に来た男性の集金人に母の保険料と一緒に納付していたとしており、事実、A市保管の国民年金委員名簿により、申立人が居住していた地域においては、男性の国民年金委員が申立期間の大部分の期間において、国民年金の保険料<sup>びよう</sup>収納事務を担当していたことが確認できることから、申立内容には信憑性が認められる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は、昭和45年4月から5年年金に加入し、申立期間を含む国民年金加入期間の保険料を完納しているなど、母の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間直前の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料は、納付期限内に納付されており、納付意識の高い申立人の母が、申立期間における申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、市の記録により、申立期間直後の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料が50年12月15日に納付されたことが確認できるが、この時点では、当該期間の保険料は、過年度納付及び特例納付のいずれの方法によっても納付できないにもかかわらず、納付済みとされているなど、行政側の記録管理が適切に行われなかった形跡がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から同年8月まで

私は昭和38年4月から住み込みで個人経営のA社で働いていた。当時の勤務先は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、42年3月ころ事業主が私を含めた当時住み込みで働いていた従業員4～5人分の国民年金の加入手続を市役所でしてくれたと思う。

また、国民年金保険料は、当時の事業主が同僚の保険料と一緒に市役所に納めていたはずである。

私の所持している申立期間の給料明細書には国民年金保険料として月100円控除されており、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ6か月と短期間であるとともに、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年8月に払い出されており、申立期間のうち同年4月から同年8月までの期間については現年度納付が、同年3月については過年度納付がそれぞれ可能である。

さらに、申立人は、申立期間当時、事業主が同僚の保険料と一緒に納付したとしており、事実、同僚の一人は申立期間のうち昭和42年4月から同年8月までの保険料は納付済みであることから、申立内容に不自然さは見当たらない。

加えて、申立人の所持している申立期間の給料明細書には、国民年金保険料とみられる月100円の控除がなされたことが確認できるとともに、昭和42年8月以前は当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなく、かつ、当時の国民年金保険料が月200円であったことを考慮すると、事業主と申立人が折半で保険料を負担し事業主の責任で申立人の国民年金保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月

前の職場を退職する時、事務担当者から1か月間の国民年金を納付した方がよいと言われ、退職の直前であったと思うが、妻と一緒に当時のA町役場に出向き、窓口で国民年金加入手続をして再就職までの1か月分の保険料を妻の分共々納付した。納めた保険料額は覚えていない。また、領収書は現在、持っていないがもらった記憶はあり、未加入扱いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年7月から平成13年3月までの43年9か月の間、申立期間を除きすべて共済組合に加入している。一方、申立人の妻は、47年12月に国民年金に任意加入以降60歳まで保険料の未納は無く、60歳から65歳までの間も国民年金に任意加入し保険料をすべて納付するなど、申立人及びその妻の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は、前の職場を退職する際、担当者から勧められて国民年金に加入したとしているところ、事実、申立人の妻の納付記録において、申立期間は第3号被保険者から第1号被保険者への切替がなされ、申立期間直後の平成2年5月には再度、第3号被保険者に切替がなされていることが確認できることから、申立人の主張どおり退職後直ちに、申立人自身が国民年金の加入手続を行ったと考えるのが合理的であり、加入直後に保険料を納付したとの主張に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年9月1日まで

お盆休みを終えて昭和20年8月15日に会社に帰ると、会社は無人で閉鎖されており、給与ももらえなかった。会社を退職する際は、脱退手当金を請求した覚えも無く支給を受けた記憶も無い。その後は県外に就労しており、脱退手当金を請求するはずもなく、支給を受けたことも無い。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から1年3か月後の昭和21年11月27日に支給決定されたこととなっている上、申立人が勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が記載されているページとその前後各5ページに記載されている脱退手当金受給資格のある女性88人のうち、脱退手当金の支給記録のある者は8人と少なく、事業主による代理請求がなされたものとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間後に申立人が勤務した事業所の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっていることから、申立人が2回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、支給日に近い被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人が支給日の翌月には別の事業所において厚生年金保険に再加入していることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するということが不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで  
昭和49年1月に会社退職の挨拶に行った際に、役場に立ち寄って国民年金の手続きを行った気がする。家計簿を付けて金銭管理していたので、年金の納付漏れなどあるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和49年の家計簿により、申立人は申立期間直後の同年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたことは確認できるものの、申立期間の国民年金保険料については、納付した旨の記載が確認できない。

また、申立人が所持する国民年金手帳によれば、昭和48年度の国民年金印紙検認記録欄には、検認印が無く、これは社会保険事務所における申立人の48年度保険料が未納とされている納付記録と一致している。

さらに、申立期間の保険料納付についての申立人の記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>であり、申立人から提出された家計簿からも納付した形跡が見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和17年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年9月から39年3月まで  
亡くなった父が「これは、将来、大変良かったと思うときが来ると思う。だから、私がかけておくから、結婚したら自分でかけ続けていきなさい。」と言って、国民年金の保険料をかけてくれた。非常に几帳面きちょうめんな人だったので、間違いなく納付していたと思う。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人が国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は、既に他界しているため、申立人の国民年金加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、その父が保険料を納付してくれたはずであるとしているが、社会保険事務所の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年6月26日に、申立人の母、長兄夫婦及び次兄とともに連番で払い出されていることが確認できるものの、長兄夫婦及び次兄の36年4月から39年3月までの保険料は、第2回特例納付により納付されていることが確認でき、このことについて、長兄及び次兄はいずれも自身で、未納であった2年分から3年分の保険料をまとめて納付した記憶があると証言しているなど、申立人の主張を裏付けることのできる周辺事情が見当たらない。

さらに、申立人に保険料をまとめて納付した記憶は無い上、申立人の父が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 新潟国民年金 事案 673

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月

昭和53年7月に就職した会社では、希望した仕事と違う仕事をさせられたため苦情を言ったところ退職させられた。当時はまだ子供が小さく、役場で国民健康保険と国民年金の加入手続と保険料納付を済ませてから公共職業安定所に行ったことを記憶しているので未加入は納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後すぐに役場で国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、町役場の保管する国民健康保険被保険者台帳によれば、申立人が昭和51年12月にA町に転入後国民健康保険に加入した時期は平成15年4月であることが確認でき、申立期間に国民健康保険に加入した形跡が見当たらないなど申立内容と一致しない。

また、氏名検索によっても、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から61年3月まで

私は、昭和36年から国民年金へ加入し、保険料を納付してきた。38年の結婚後も任意加入し、AやB町内会の集金で保険料を納付してきた。48年7月に資格喪失届を出した覚えはなく、61年3月まで保険料を納付していたと思う。申立期間が未加入となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年7月に国民年金の資格喪失届を出した覚えがないとしているが、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は昭和48年7月1日に任意加入資格を喪失した旨の記載が確認できる上、市保管の国民年金被保険者名簿においても申立人から任意加入資格の喪失届が同年7月3日になされていることが確認できるなど、申立内容は不自然である。

また、社会保険庁のオンライン記録による氏名検索によっても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立人の申立期間における保険料納付についての記憶は、曖昧である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年5月23日から20年10月1日まで  
② 昭和31年1月16日から32年8月26日まで

申立期間①については、A社B工場に勤務していたが、脱退手当金を支給済みであるとの回答を受けた。しかし、当時、脱退手当金の存在も知らなかったし、社会保険事務所や会社で手続をした覚えも無い。申立期間②については、C社から給料を受けながら、次の勤務場所であるD社の設立に従事しており、この期間が未加入になっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、給付種類欄に「脱手」、備考欄に「49-3」と記されている上、再交付された申立人の厚生年金保険被保険者証には、「脱」の表示が確認できる。

また、当時の厚生年金保険法第49条の3には例外的な脱退手当金の支給要件が規定されており、同法施行令第22条の2第4号に基づき、戦争終結による事業所の廃止、休止または縮小による資格喪失が支給要件とされていたことから、申立人の脱退手当金は事業所がこれらの規定に該当したことによって支給決定されたものと推認できる。

さらに、申立期間①の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和21年4月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、当時は、通算年金制度創設前である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうか

がわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、C社の社員として同社から給与を支給されていたと主張している上、当時の事業主の長男は申立人の同社における在籍証明書を提出しているが、雇用保険の記録を見ると、申立人は、申立期間②開始の約3か月後である昭和31年4月10日にD社において雇用保険に加入しており、ほかに申立人の勤務実態に関する関連資料及び証言を得られないことから、申立期間②において申立人がC社又はD社のいずれに在籍していたかについて、確認することができない。

また、C社からD社に異動したのは申立人のみであり、同じ条件の同僚の調査ができない上、当時の事業主及び社会保険事務担当者は既に他界しており、申立期間②における厚生年金保険料の控除の有無について調査することができない。

さらに、申立人は、申立期間②において給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶が無い上、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和32年8月26日である。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月から 42 年 6 月 10 日まで

A社における厚生年金保険被保険者期間について照会したところ、前の勤務先を退職した翌月から勤務したにもかかわらず、昭和 42 年 6 月 10 日からの加入記録となっている。給与を現金で受けていたこと、及び健康保険証を社長から受け取ったことも覚えている。再調査を行い、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社保管の申立人に係る労働者名簿には、「雇入年月日 昭和 41 年 7 月 5 日」との記載があることから、申立人は、申立期間のうち昭和 41 年 7 月 5 日以降、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該労働者名簿に記載された健康保険の記号、番号及び資格取得日は、いずれも社会保険事務所が保管する申立人に係る被保険者原票の記録と一致する。その上、これらの資料に記載された資格取得日は、申立人の所持する厚生年金保険被保険者証の記載とも一致している。

また、事業主は、申立期間当時、従業員を必ずしも入社後すぐに厚生年金保険へ加入させるような手続をとっておらず、個々の従業員の状況や希望に合わせて加入を決めていたと証言しており、事実、A社の元従業員 17 人に照会したところ、6人が入社後2か月から8か月までの間に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、入社後半年から1年程度経過してから、事業主から健康保険証を受け取ったと主張していることから、申立人は、入社日と同時に厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

加えて、事業主は、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料を控除していないと回答している上、申立人には申立期間において給与から厚

生年金保険料が控除されていたことについての具体的な記憶が無く、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 43 年 1 月まで

A地に所在したB事業所に勤務した申立期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間であったかを確認していただきたい。

## 第3 委員会の判断の理由

C公共職業安定所管轄の雇用保険被保険者情報の加入記録により、事業所名は特定できないものの、申立人が申立期間の一部である昭和 42 年 4 月 1 日から申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険庁の記録によりA地において「B事業所」という名称の厚生年金保険適用事業所を確認することができない上、近県において確認できた同名称の適用事業所についても、社会保険庁の記録において申立人の記録を確認することができない。

また、申立人が勤務していたとするB事業所は、法人登記簿上からも所在地及び事業主の氏名などが確認できない上、申立人は同僚の氏名のみしか記憶していないことから、事業主及び同僚の調査を行うことができず、申立期間における厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

さらに、申立人は申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 42 年 10 月まで  
昭和 41 年 10 月から 42 年 10 月まで社長秘書としてA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が在籍していたB学校（現在は、C学校）の就職記録及び申立期間当時に勤務していた従業員の証言により、申立人はA社に昭和 42 年 2 月に就職し、以降の申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、同社は既に廃業し、事業主も他界しており、当時の会計担当者からも申立期間における申立人の保険料控除に係る証言を得ることはできないことから、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に同社で被保険者であることが確認できる元同僚 3 人は、厚生年金保険に加入していた期間は雇用保険にも加入していたことが確認できるのに対し、申立人については、申立期間において雇用保険の記録も確認できない。

さらに、オンライン記録において、申立期間に係る健康保険の番号に欠番は無く、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。

加えて、申立人は、申立期間について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 17 日から 39 年 2 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入した事実が無い旨の回答を受けた。申立期間については、自分はA事業所にて「臨時雇用」として勤務していた人事記録がある。同僚は厚生年金保険被保険者期間として認められているので、自分についても申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する人事記録、元同僚の証言及び申立内容により、申立人が申立期間において臨時雇として同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立人は臨時雇として勤務した申立期間は厚生年金保険に加入しておらず、申立期間に続く臨時補充員として勤務した期間（昭和 39 年 2 月 1 日から同年 7 月 17 日まで）は厚生年金保険に加入しているところ、申立人が名前を挙げた一人を含む当時の同僚 5 人も、厚生年金保険には臨時雇の間は加入せず、臨時補充員となってから加入していることが人事記録又はこれらの者の証言により確認できる。したがって、当時、同事業所においては、臨時雇の身分の者は、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A事業所の人事記録を統括管理しているB社C支社は、当時の担当者が存在していないため、申立期間における厚生年金保険被保険者資格の得喪の届出の有無、保険料の納付等について不明としている上、上記の当時の同僚 5 人も臨時雇としての雇用期間中の保険料控除については不明としていることから、申立期間に係る保険料控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。



さらに、申立人は申立期間における厚生年金保険料控除に係る具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。